

平成22年度 第11回理事会

日 時 平成23年3月24日(木) 13:00～

場 所 特別会議室

I. 議 題

1. 東北地方太平洋沖地震の被災状況等について
2. 第3期中期計画及び平成23年度計画について

II. 報 告

1. 平成22年度監事監査報告について
2. その他

資 料

- I-1 東北地方太平洋沖地震の被災状況等について
- I-2 森林総合研究所の新たな中期目標、中期計画(案)及び平成23年度計画(案)対照表
- II-1 監事監査報告書
- II-2 主要行事(2011年2月25日～3月23日)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被害について

1. 人的被害 : なし

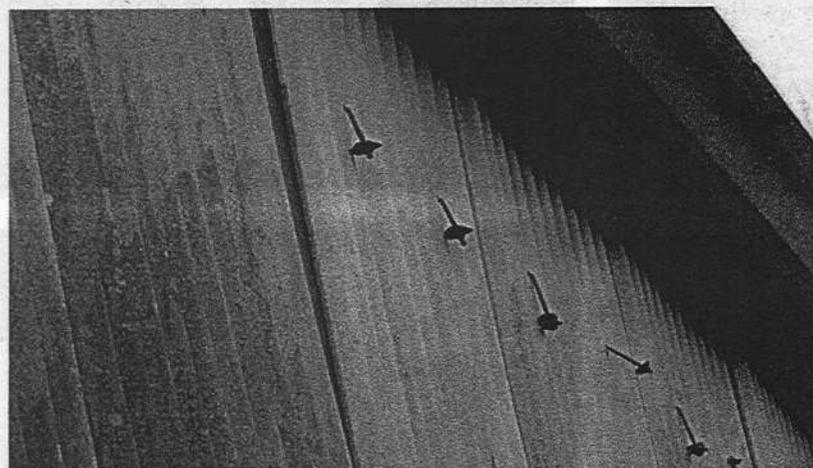
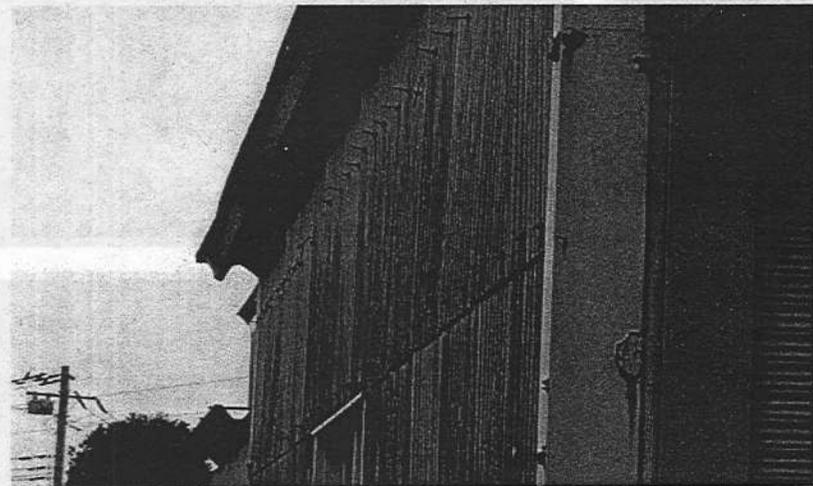
2. 施設等被害 : 下表のとおり

(3/23 現在で報告のあったものを掲載。但し、軽微なものは省略)

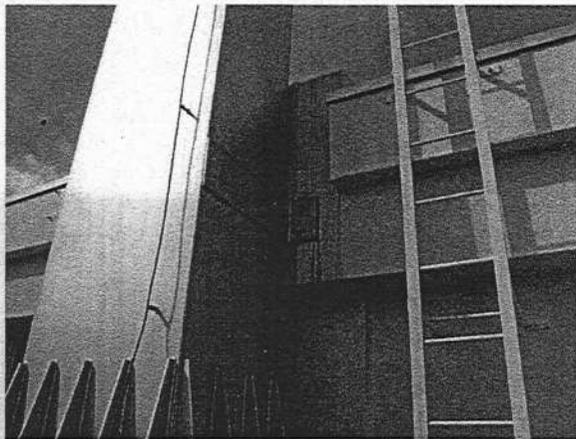
場所	災害状況	対応処置	備考
本所	構内全停電	非常用自家発電機を 運転し、避難用照明等 安全を確保した。	停電日時： 3月11日14時49分～ 3月12日2時27分 断水： 3月13日17時頃～ 3月15日11時
	特別高圧受変電所外 壁・床等亀裂その他	建屋の倒壊の恐れは ないが、今後雨水によ る漏水対策が必要	※1
	構内埋設温水管破裂	別棟の一部実験棟に 影響があり停止中。	
千代田試験地	車庫の壁（スレート）の 留め金（ネジ）が垂れ下 がり壁が浮いた。		参考：別紙図及び写真 （千代田試験地）
	構内施設に数ヶ所被害		
林木育種センター	熱帯温室の破損		※1
東北支所	研究本館暖房設備（ボイ ラー）、各室配備のラジ ューター・配管類並び に浄化槽の破損		参考：被害写真（東北支所） ※1
	2F渡り廊下（屋根付 き）接合部分に隙間およ び亀裂		
東北育種場	構内引込み及び各施設 配電用電力線の傾き		※1

千代田試験地

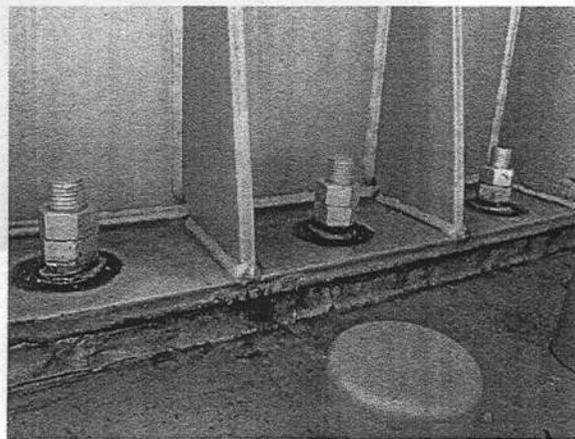
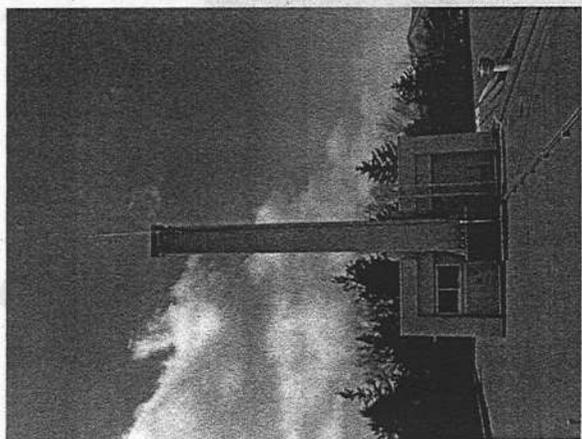
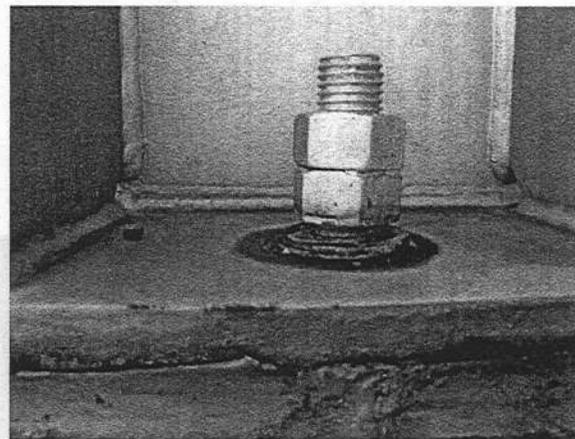
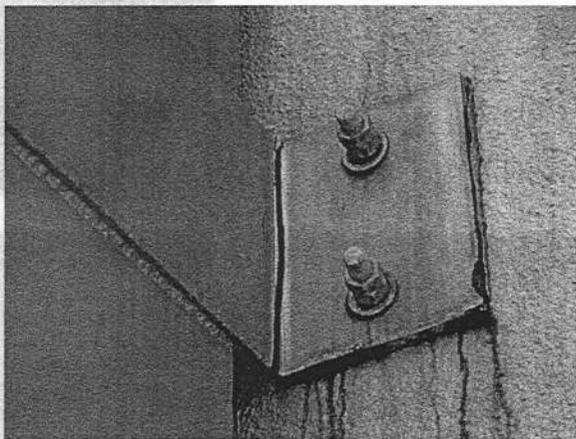
車庫の北側壁(鉄骨からネジが外れている状態)



両支北東



東北支所





平成23年2月18日

独立行政法人 森林総合研究所
理事長 鈴木 和夫 殿

独立行政法人 森林総合研究所

監事 林 良興
監事 龍 久仁人



監事監査報告書

監事監査規程第7条第1項及び監事監査実施要領第7に基づき、下記のとおり平成22年度監事監査の結果をまとめたので報告する。

記

1 被監査部門名

- 対象課題：① 中期目標の(1)重点研究領域イ(イ)「森林生態系の構造と機能の解明」に係る研究課題群、(2)研究の基盤となる情報の収集と整備の推進、(3)きのこ類等遺伝資源の収集及び保存に係わる実行課題
② 中期目標の3林木育種事業の推進における新品種の開発普及、遺伝資源の収集保存、海外技術協力に係わる事業
③ 森林総合研究所の行う契約事務に係わる業務

参集範囲：① 研究課題群の責任者、プロジェクト課題の担当者

本所	実行課題	イイa10103	(運営交付金)
	小プロ課題	イイa10179	(科研費)
	実行課題	イイa20101	(運営交付金)
	小プロ課題	イイa20162	(科研費・分担)
	実行課題	イイb10101	(運営交付金)
	実行課題	イイb10103	(運営交付金)
	実行課題	イイb10104	(運営交付金)
	小プロ課題	イイb10180	(運営交付金)
	基盤事業	ウa112	(運営交付金)
	基盤事業	ウa115	(運営交付金)
	基盤事業	ウa116	(運営交付金)
	基盤事業	ウa117	(運営交付金)

- ② 林木育種事業の、新品種の開発普及、遺伝資源の収集保存、海外技術協力、バイオセンターに係わる業務・研究推進の責任者、
③ 入札、契約事務に係わる業務の責任者
④ 森林総合研究所北海道支所長・林木育種センター北海道林木育種場長、西表熱帯林育種技術園長、

2 監査の区分 業務監査



3 定期監査・臨時監査の別 定期監査

4 監査の事項

- 各課題における研究目的、達成成果とアウトカム
- 実行課題、研究項目（プロジェクト課題）、研究課題群の各段階における連携、調整
- 資源の投入状況、上位段階へのアウトカムの収斂
- 各課題責任者の研究管理
- 林木育種事業における新品種の開発普及、遺伝資源の収集保存及び海外協力事業の達成成果と社会還元の様況
- バイオ分野等における研究分野との連携推進の様況
- 工事、物品・役務の入札・契約の実施状況

5 監査対象期間 平成21年度・22年度

6 監査日程 平成22年7月9日～平成23年2月4日
(別紙 監査日程表参照)

7 監査の方法 書面監査及び実地監査

8 監査担当者の氏名 林良興監事 龍久仁人監事 (補佐：監査室長、監査係長)

9 監査実施結果の概要等

本監査は森林総合研究所第2期中期計画の終盤の段階において、

- ・今期計画重点領域のうちア、イアを除くすべての課題、すなわち「イ森林生物の機能と森林生態系の動態の解明に向けた基礎研究の(イ)森林生態系の構造と機能の解明」に位置づけられている2課題(イイa、イイb)について、及び「(2)研究の基盤となる情報の収集と整備の推進」「(3)きのこ類等遺伝資源の収集保存」について、それぞれの課題の目標達成に向けた推進体制や推進状況が適切に行われているかどうか、
- ・林木育種事業について、目標の設定、技術開発、実行管理が適切に実行されているか、
- ・独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において「Ⅲ.独立行政法人の見直しに関して講ずべき横断的措置」として策定された契約事務の改善の実施状況について監査することとした。

監査は上記監査事項について、研究課題については重点課題を構成する研究課題群と各課題を構成する実施課題を選定して、それらの課題責任者、担当者に対して聞き取り及び書面により実施した。また、北海道支所における現地調査を実施した。

林木育種事業については、新品種の開発普及、遺伝資源の収集保存、海外協力事業の各部門について、その事業の責任者からの聞き取り及び書面調査により実施した。また、北海道林木育種場、西表熱帯林育種技術園における現地調査を実施した。

契約事務については、業務の責任者に対して、聞き取り及び書面調査により実施した。

実施結果の概要は以下のとおりである。総じて適切なガバナンスの下で緊張感を持って研究開発等の業務が遂行されていると判断されるが、全般を通じ研究成果の社会に対するPRに一層の努力が求められる。

・森林生態系の構造と機能の解明に係る研究課題イイa、イイb

監査対象とした2研究課題は、中期計画の課題構成の枠組みから基礎研究領域に位置づけられている課題であり、研究予算は交付金一般研究費、交付金プロジェクト、科研費等多岐にわたっており、その性格も森林科学の基盤となる研究から行政課題に対して早急な科学的なサポートが求められている課題まで多様である。それぞれの研究課題群と実施課題は、行政や他機関との連携も含め、適切な研究目標、推進体制の下で順調に推進されており、これらの基礎研究分野の成果は他の研究推進にも幅広く援用されていると判断される。日頃、地道に培われた基礎研究手法の基盤的広がりにより、応用研究や実用化研究に直結する研究成果を生み出しており、外部資金獲得の力となっている。このような基礎研究分野においては、研究はもとより、その基盤となる人材や機器等についても継続性に十分配慮する必要がある。

なお、個別課題の一部には、設定テーマが大きく多くの研究分野で課題を分担しているため、各個別研究の寄せ集めになり、統括的なまとめや一貫性に無理が生じている事例もあり、適切な課題設定と研究管理体制の再構築が必要なものが見られる。また、生物多様性の保全に著しい影響を与えているシカの食圧についての研究課題は、新たな科学的な知見に見るべきものがある一方で、行政に直結した対応を可能とするような開発研究に発展させるという観点からは、よりスピード感のある研究体系の構築が求められる。

同様に、菌類の生物間相互作用の解明等個別の成果としては高く評価できるものがある反面、マツタケ人工栽培技術に結びつく戦略的な課題設定という観点からは、明確な課題設定と行程表に基づく共同研究の設定等よりインパクトのある研究遂行が求められる。

・研究の基盤となる情報の収集と整備の推進

気象、水文、森林成長等に関する基礎データの収集と提供は森林総合研究所が担うべき重要な課題群であり、全国に設定されている各種試験地において適切に実施されていると評価できる。解析提供されている森林気象データ等は他の研究機関だけでなく地域の行政、生活情報としても有機的に活用されており、100年を超えて蓄積されたデータは貴重なものとなっている。森林の成長データを長期的に把握蓄積し提供していくことは林業研究を進める上で重要であり、今後ともデータの集積と調査方法の一層のシステム化が必要である。この場合、国有林野事業等との調整と協力関係の再構築が必要と思料される。また、データの分析に基づく成長モデル等をわかり易く一般の林業者等に利用可能なデータとして提供する工夫が求められる。データ収集の作業は地味な分野であるが、各種の課題研究の基盤をなす重要な作業であることから、観測施設、データ収集体制の維持継続が求められるが、観測施設の劣化や観測体制の維持に課題がある事例もあり、情報機器の導入による設備更新、データ収集システムの効率化に一層努められたい。

・きのこ類等遺伝資源の収集及び保存

森林棲息性微生物遺伝資源の利用開発は大きな可能性を秘めた分野であり、機能の解明と同時に今後とも菌株の収集保全に努めるとともに、施設等の確保に配慮する必要がある。

・林木育種事業の推進

林木育種の課題(1)林木の新品種の開発については、マツノザイセンチュウ等の抵抗性品種、花粉症対策に有効な品種、幹重量・材質の優良な品種等の開発について数値目標を上回る実績を達成しており、無花粉スギ等の開発種苗の提供を通じて社会還元の結果が認められる。検定林の調査と各クローンの初期成長・材質特性データの解析、第二世代品種を開発するための育種集団林の造成、第二世代候補木の選抜等についても順調に進捗して

いる。一方で、森林林業再生プランの実現のためには育林コストの低減と付加価値の増加に資する優良な種苗の提供が求められており、バイオ技術の積極的な活用を推進するとともに、集団選抜育種の手法に改良を加えつつ新品種の開発から実際の優良種苗の提供に至る期間のスピード化を図られたい。また、優良種苗の提供に当っては、品種特性の解説に加え育林体系や収穫予想をわかり易く提供するなど都道府県や業界団体との連携を強化して普及の促進に努められたい。育種対象については、環境造林対象樹種という視点に加えて広葉樹資源の造成という視点での優良広葉樹の育種についての取り組みの強化も必要と思料される。

(2) 林木遺伝資源の収集、保存については、目標数を上回る実績を達成している。当事業の役割は、林業生産に資する優良遺伝資源の確保に加えて生物多様性の保全の観点からも重要性が高まっており、多様な種、遺伝系統の収集保存のための目標設定について検討されたい。保存の方法については、国有林野事業との連携による現地保存のための方法の模索、標本収集に当っての民間の研究者との連携等について検討されたい。

(3) 海外協力については、マツノザイセンチュウ抵抗性育種技術の移転、西表熱帯林育種技術園での成果をもとに早成樹育種技術マニュアルの作成、研修生の受け入れ等海外における森林造成技術の向上に寄与していると認められる。

・契約事務

入札・契約事務に関しては、国の独立行政法人整理合理化計画において随意契約の見直し等の改善が求められており、昨年度の監査においても所要の指摘を行ったところであるがその後の改善状況について調査を実施した。前年度に比較して一般競争入札の率の向上など一定の改善が図られており相応の努力は見られた。しかしながら、一者入札の縮減については依然として数値的な改善余地が残されている状況にある。業務の特性、地域性等の要因はあるが、参加要件の緩和、入札公告周知方法の改善、仕様書の汎用化などによる更なる競争性の確保につとめられたい。また、研究業務の特殊性に起因する高度な技術を要する物件の発注、契約においては、応札できる業者が限定され結果として一社応札となることがやむを得ないものもあり、事前事後の措置として審査委員会による審査体制の充実による契約事務の透明化などに引き続き努力を図られたい。

・内部統制

内部統制について、本年度「内部統制強化のためのリスク対応計画」が作成され、具体的な取り組みが開始されたことは評価できる。今後とも「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図るとともに、リスク管理活動などの取組において、PDCAサイクルを有効に機能させるなど、全所的な内部統制の充実・強化を図られたい。

・情報セキュリティ

情報セキュリティについて、平成22年10月に「森林総合研究所情報セキュリティポリシー」が施行され、研究所の組織全体で情報の安全性及び信頼性の確保に取り組んでいる。今後とも、個人情報を含む機密情報については、職員の故意又は不注意による外部への流失、改ざん等を防止し、また、外部からのウイルス等の侵入に対しても適切な対応が必要である。

平成22年度監査日程

日時	課題記号	名称 (予算区分)	担当者代表
7月6日(火) 7日(水)	3-1-1～5 3-2-1	北海道支所、北海道林木育種場	川路支所長、田之畑育種場長
7月9日(金)	イイ a10103	土壌炭素蓄積量の変動プロセスの解明 (運営交付金)	立地環境研究領域 土壌資源研究室長 (松浦陽次郎)
	イイ a10179	ニホンジカの採食圧の軽減と土壌窒素流亡との関係の解明 (科研費)	立地環境研究領域 養分動態研究室主任研究員 (古澤仁美)
8月6日(金)	3-2-1	林木育種センター：新品種の開発普及	富永審議役、近藤育種部長
8月27日(金)	3-2-1	林木育種センター：遺伝資源の収集保存及び海外協力事業	富永審議官、栗延遺伝資源部長、永目海外協力部長
9月7日(火) 8日(水) 9日(木)	3-2-1	西表熱帯林育種技術園：海外協力事業	永目海外協力部長、加藤西表熱帯林育種技術園長
9月10日(金)	イイ b10180	マツタケの養分獲得に関する生物間相互作用の解明 (運営交付金)	森林微生物研究領域チーム長 (山中高史)
	イイ a20162	タワー観測のネットワーク化による東南アジアの大気-森林相互作用の解明 (科研費・分担)	気象環境研究領域 気象研究室研究員 (高梨聡)
10月1日(金)	ウ a112	多雪地帯積雪観測 (運営交付金)	気象環境研究領域長 (大谷義一)
	ウ a112	森林水文モニタリング (運営交付金)	水土保全研究領域長 (落合博貴)
10月8日(金)	イイ b 10104	森林健全性保持のための重要な生物群の分類・系統解明 (運営交付金) 一般研究費	野生動物研究領域 鳥獣生態研究室研究員 (山田文雄)
10月20日(水)	3-1-1～5	十日町試験地	気象環境研究領域長 (大谷義一) 十日町試験地長 (村上茂樹)
11月12日(金)	ウ b 115 :	タワーフラックス観測データのデータベース化	気象環境研究領域長 (大谷義一)

		(運営交付金)	
	ウ a117 :	ジーンバンク事業 (微生物) (運営交付金)	森林微生物研究領域長 (窪野高德)
11月19日 (金)	イイ b 10103	生物制御に関する生物間コミュニケーション機構の解明 (運営交付金) 一般研究費	森林昆虫研究領域 昆虫管理研究室長 (所雅彦)
12月17日 (金)	3-3-1 3-3-2	物品・役務の入札・契約の状況	安楽総務部長 錦織用度課長
12月24日 (金)	イイ a20101	森林生態系における水動態の解明 (運営交付金) 一般研究費	水土保全研究領域 水保全研究室長 (坪山良夫)
	イイ b10101	環境変化にともなう野生生物の 遺伝的多様性及び種多様性の変 動要因解明 (運営交付金) 一般研究費	野生動物研究領域 鳥獣生態研究室研究員 (山田文雄)
1月14日 (金)	3-2-2	林木育種センター：バイオ分野 等における研究分野との連携推 進の状況	富永審議役、石井森林 バイオ研究センター長
1月28日 (金)	ウ a115	収穫試験地における森林成長デ ータベース化 (運営交付金)	森林管理研究領域長 (家原敏郎)
2月4日 (金)	ウ a116	木材標本の生産と配布及びデー タベース化 (運営交付金)	木材特性研究領域長 (外崎真理雄)



平成23年3月17日

独立行政法人 森林総合研究所
理事長 鈴木 和夫 殿

独立行政法人 森林総合研究所
監事 滑志田 隆



平成22年度監事監査報告書

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき実施した平成22年度の監事監査について、その結果をとりまとめたので次のとおり報告する。

I. 監査の実施状況

1. 監査の対象事業年度は、平成21事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで、以下「本事業年度」という。）及び平成22事業年度の一部とした。小職は独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の業務のうち、森林農地整備センター（以下「センター」という。）の業務を対象として監査を実施した。
2. 監査は、年度当初に定めた監事監査計画（平成22年4月12日）に従い、センター本部の各部から業務の実施状況を聴取し、関係書類を検分するとともに、地方に設置されている監査対象事務所（下記のとおり）に赴き、業務の実施状況を聴取し、関係書類を検分し、あわせて水源林造成事業、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業を現地において監査した。
3. 研究所理事会、センター幹部会、同整備局長会議など重要な会議に出席するとともに、会計監査人、入札監視委員会及びセンターコンプライアンス室との連携を図った。特に、会計監査人からは、監査の基本方針や手続などの説明を受けるとともに、定期的に往査結果の報告を受けた。

また、内部監査結果報告書に留意するとともに、政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成21年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」（平成22年12月22日）及び会計検査院の「平成21年度決算検査報告」（平成22年11月5日）並びに総務省による「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月）のそれぞれの関係部分を参考にした。



監査時期及び対象事務所

- 平成 22 年 7 月：近畿北陸整備局京都事務所及び南丹建設事業所
- 平成 22 年 8 月：東北北海道整備局及び青森水源林整備事務所
- 平成 22 年 9 月：東北北海道整備局盛岡事務所及び南富良野建設事業所
- 平成 22 年 10 月：関東整備局及び福島水源林整備事務所
- 平成 22 年 11 月：中部整備局及び長野水源林整備事務所

II. 監査の結果

1. 決算監査について

本事業年度の研究所の決算に関しては、小職としては水源林勘定及び特定地域整備等勘定を中心に監査を行った。なお、本事業年度決算からは、「退職給付に係る会計基準の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）に伴う会計方針の変更（退職給付債務計算に用いる割引率の変更）を行い、また、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19条平成20年3月10日）に基づき金融商品の時価等に関する事項等が変更されていることを確認した。

決算監査にあたっては、予算流用、不用額、繰越額、未収入金、人件費、一般管理費、長期借入金、森林総合研究所債券、目的積立金、固定資産の減損及び職員用保有宿舍の状況等の確認及び検分並びに合計残高試算表及び期末の現金・預金及び保有債券（有価証券）に係る残高証明の検分を実施し、あわせて会計監査人の監査報告、実施状況等に関し情報交換を行った。

この結果、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書をいう。）は適正であるものと認めた。

また、研究・育種勘定を含めた研究所全体の財務諸表に関しても他の監事とともに合同で監査を行い、研究所の財務諸表及び決算報告書はいずれも適正であった旨、監事意見書（平成22年6月18日）を貴職に提出しているところである。

2. 予算の適正な執行

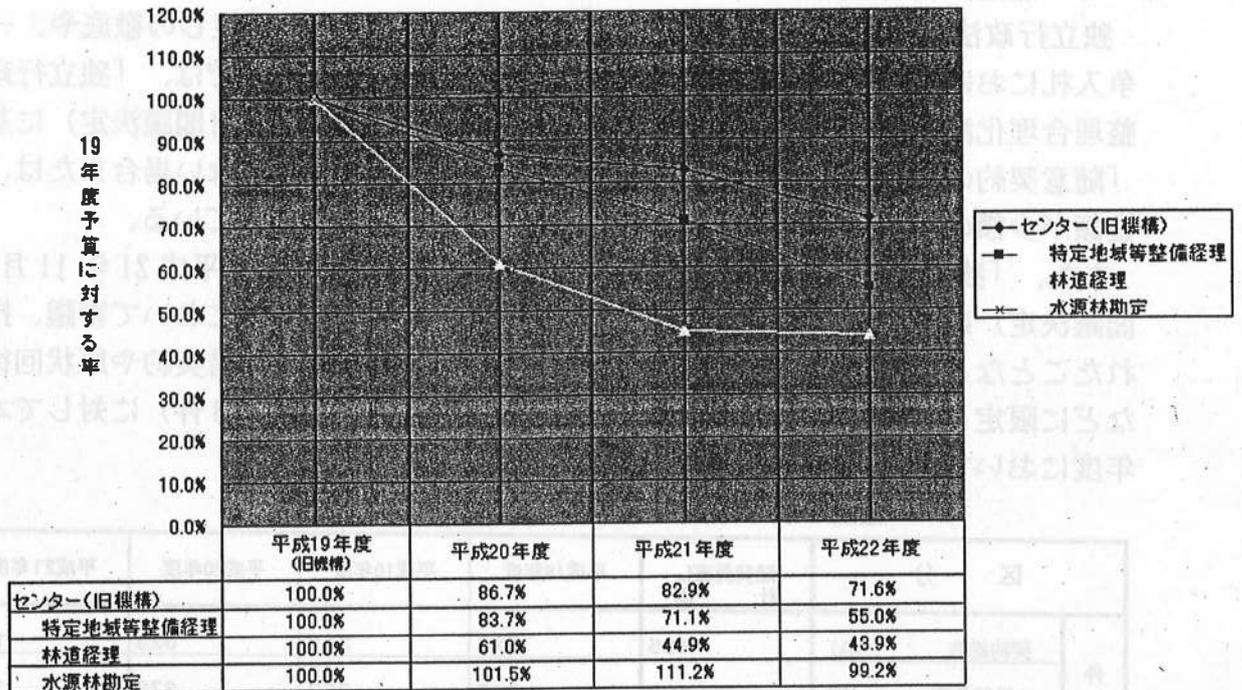
2-1 予算の状況

本事業年度の全体実行予算は、882億9,574万円（当初747億3,574万円、補正等135億6,000万円）前年度比82.9%であった。

水源林勘定（水源林造成事業）については、本事業年度に、間伐、路網整備等として補正予算が措置されたことにより、収穫分収金収入、販売費等回収金収入が増額した。

特定地域整備等勘定の特定地域等整備経理（特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業）及び林道経理については、区域・区間完了（移管）に伴い予算が減少している。

過去4年間における経支予算の推移



2-2 中期目標達成への努力

中期目標期間の最終事業年度（平成22年度）においては、平成19年度経費と比較して、①一般管理費については35%、②人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く）については40%、③事業費については36%を削減目標としており、実行予算の推移を見ても一般管理費と人件費において、上記目標の達成に向け着実に進捗していると評価することができる。事業費については後述する。

2-3 予算流用等手続の厳正保持

本事業年度の人件費の予算額は、57億3,049万円であったのに対し、決算額は53億8,758万円（対予算額比94.0%）、不用額は3,542万円であった。予算額と決算額の差額は、効果的な事業実施を図る観点から水源林整備事業費等に流用された。また一般管理費の予算額は、10億2,162万円であったのに対し、決算額は6億5,233万円（対予算額比63.9%）不用額は3,653万円であった。予算額と決算額の差額は、同様に水源林整備事業費等に流用された。

前年度の監事意見として「予算執行状況を早期適時に把握し、一般管理費内あるいは事業費への必要な流用をより効果的に実施、また、一般管理費の節減による一定額をセンターの将来的な経営環境の改善に振り向けること」との趣旨が表明されていた。この点に留意して本事業年度の予算執行状況を検分したところ、所要の手続を踏まえ、流用や増加収入を財源とした支出予算の増額が行われていた。また、節減分は経営環境の改善の取組みとして職員研修の講師依頼等の経費に使用されていた。

3. 入札及び契約の適正化

3-1 随意契約の見直し

独立行政法人の契約については、競争性のない随意契約の見直しの徹底や、一般競争入札における真の競争性の確保が求められている。センターでは、「独立行政法人整理合理化計画の策定に向けた基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）に基づき「随意契約の見直し計画」を策定し、契約の性質が競争を許さない場合または、契約金額が少額の場合の随意契約を除き全て一般競争により実施している。

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、研究所に設置された「契約監視委員会」において審議、指摘されたことなどを踏まえ、特に競争性のない随意契約は建物賃貸借契約や原状回復工事などに限定し、下表のとおり平成20年度契約総数の15.5%（50件）に対して本事業年度においては10.2%（18件）となり、着実に減少している。

過去4年間における随意契約の件数及び金額内訳

区 分		随契見直し 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件 数	契約総数 (A)	625	625	312	323	176
	一般競争等 (B)	586	525	257	273	158
	競争性のない随契 (C)	39	100	55	50	18
	C/A	6.2%	16.0%	17.6%	15.5%	10.2%
金 額 ・ 百 万 円	契約総額 (A)	29,073	29,073	20,911	14,586	10,268
	一般競争等 (B)	28,997	28,506	20,710	14,418	10,224
	競争性のない随契 (C)	77	568	201	168	44
	C/A	0.3%	2.0%	1.0%	1.2%	0.4%

注1 金額は、それぞれ四捨五入しているため契約総額に一致しない場合がある。

注2 随意契約見直し計画の数値は、森林総合研究所全体計画から、センター分のみを抽出。

3-2 一者応札の解消に向けた取組み等

契約については、一般競争入札を原則としつつ、その競争性を高めるための取組みが行われている。工事及び測量・建設コンサルタント業務等の入札事務については、全て電子入札により実施している。特に一者応札の解消については、入札・契約事務の透明性の確保を図るためセンターに設置されている外部有識者による入札・契約事務の運用状況の調査・審議を行う「入札監視委員会」から「一者応札の分析」の提案を受け、入札辞退者等からアンケートを含めた原因分析などを実施し、「入札の参加要件の緩和」などの取組みを実施している。

一者応札の状況について確認したところ、建設工事においては平成20事業年度28件に対し、本事業年度は7件に減少するなど改善が図られている。さらに、平成22事業年度は、平成20事業年度に締結した随意契約等について、再度点検・見直しを行い「新たな随意契約等の見直し計画」の策定など契約事務の改善が図られている。

なお、入札・契約事務については、公平・透明性の確保が不可欠であり、厳正かつ慎重に入札・契約手続きを実施しているところであるが、平成 22 事業年度において、入札説明書の「調査基準価格算定基準」を誤って旧算定基準で配布したことや入札調書に税込みの調査基準価格を誤記し公表したなどの事例が見受けられた。このため、再発防止に向けた入札・契約手続きにおける重要事項チェックシートの作成や担当者会議を開催し、チェック体制や内部牽制体制の強化を図ったところであるが、今後とも再発防止に向け、入札・契約事務手続きにおけるチェック体制等について不断の見直しを行う必要がある。

3-3 違約金等の回収

旧独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）の緑資源幹線林道事業の林道設計業務等にかかわる官製談合事件により生じた 13 社に対する違約金総額 2 億 4,751 万円の回収に関して、平成 20 事業年度末において 741 万円が未回収であったが、平成 22 事業年度において全額回収された。

また、公正取引委員会が平成 16 年 9 月、国土交通省関東地方整備局管内に所在する官公庁等が発注する建設資材価格調査業務について、独占禁止法第 48 条の規定に基づく課徴金の納付命令を行った。このうちセンターに係るものは、旧緑資源公団利根沼田建設事業所が平成 13 年度に契約した「建設資材価格調査業務」（契約金額 212 万円）であるが、該当の 1 社に対し、平成 22 年 10 月 12 日に 17 万円の損害賠償請求を行い、平成 22 事業年度に全額回収された。

4. 給与水準の適正化

給与水準については、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、人件費総額の削減に取り組むこと、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して国民に納得が得られる水準の見直し等、適切に対応することが要請されている。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において「給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、各種手当を含め役職員給与のあり方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。」とされたところである。

このことから、給与水準が適切なものかどうかを検証し、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から監査したところ、機構時の給与を平成 20 事業年度から計画的及び段階的に引き下げる経過措置（平成 22 事業年度終了）を行うなどの見直しに取り組むとともに、人事院勧告に準じた給与等の改正を実施してきているなど、適正に処理されているものと認められる。

なお、こうした取組の結果、職員の給与水準を示すラスパイレス指数は、平成 19 年度の機構においては 114.1 であったが、研究所に承継された平成 20 事業年度には研究

所全体として 104.3 となり、本事業年度には 102.0 と着実に減少しており、平成 23 事業年度には 100 程度まで低下する見込みとなっている。

5. 人事評価の導入

新たな人事評価制度については、能力及び勤務実績を給与等へ反映させていくことが一層求められている。センターにおいても、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握、評価して、その結果を人材育成や登用、人事配置、給与、処遇等に活用していくこととしており、国において行われている人事評価制度をモデルとする新たな人事評価制度を平成 22 年 10 月 1 日から導入している。

6. 保有資産の処分等

センターにて保有している事務所（1 棟）、宿舎（16 棟）及び倉庫（1 棟）について、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）などを踏まえ、これら保有資産の処分等や有効活用の状況などを現地に赴くなどして検証した。

独立行政法人が保有する財産については、その有効活用が求められるとともに、独立行政法人通則法が改正され（平成 22 年 11 月施行）、不要財産を譲渡したときは、国庫へ返納等を行う手続が定められた。

センターでは資産の見直しに取組み、本事業年度に入札公告し、不落となった宿舎 1 棟（東京都杉並区所在）についても、平成 22 事業年度に再度入札を行い売却し、売却金額（4,300 万円）を国庫に返納した。

なお、保有宿舎の入居率は本事業年度 80%であった。その他の保有資産についても、必要性や費用対効果などの検証を行うなど一層の適切な資産管理が必要である。

7. 中期計画の達成状況

7-1 業務運営の効率化と事業費の動向

中期計画においては、平成 22 事業年度末までの達成目標として平成 19 年度経費と比較して一般管理費については 35%、人件費については 40%の抑制を図ることとされている。現行中期計画の終期である平成 22 事業年度末の見通しを確認したところ、おおむね達成される見込みとなっている。

一般管理費については、事務所の専有面積縮減による経費の削減を図った。また、センター本部に支出総点検プロジェクトチームを設置し、電気料、通信運搬費等の削減や契約単価の見直しなどを図った結果、本事業年度末の一般管理費は平成 19 年度比 40.6%と削減された。

なお、平成 22 年 2 月 1 日から人事院規則が改正されたことを受け、センターにおいても国に準じて、給与振込金融機関口座数の見直しを行ない振込手数料の経費節減を図った。

人件費については、事業縮小に伴う退職者の不補充に加え職員の他法人への移籍等
に取組んだ結果、本事業年度期末の職員数(517人)は平成19事業年度期末(667人)
に比べ150人の減となった。また、職員の給与水準の段階的な引き下げを図った結果、
本事業年度末の人件費は同32.1%と削減された。

一方、事業費については、「研究所コスト構造改善プログラム」に基づき、施業方
法の見直し等による造林コスト縮減、計画・設計・施工の最適化等の工事等にかかる
コスト縮減に努めたものの、国の経済対策や雇用対策を反映した事業進捗が求められ
た結果、本事業年度末の事業費は同1.1%の削減に留まった。しかし、この点に関し
ては、やむを得ないものと思料する。

7-2 事務所の移転等

「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平
成22年11月26日政委第30号)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方
針」(平成22年12月7日閣議決定)において、森林農地整備センター本部及び関東
整備局の事務所については、事務・事業効率化を検討し、移転・共用化を実施する旨
の見直しを行うこととされた。これらを踏まえ、早期に経費の節減効果を発揮させ
るとの観点から、平成23年度にセンター本部及び関東整備局を移転・共用化するこ
とが必要である。

8. 内部統制の充実強化

8-1 コンプライアンスの取組み

本事業年度においては「センターコンプライアンス推進委員会」を2回開催すると
ともに、緑の行動規範の周知徹底を図るためPDCAサイクルを実施している。また、
新たな重点項目として「地域貢献」、「明るく風通しの良い職場づくり」の2項目を
加えた。コンプライアンス、コミュニケーションスキルアップ、同プロモーター育成
の各研修を実施し、明るく風通しのよい職場づくりに資するとともに、地域貢献の一
環として、職場単位で清掃活動などに取り組んだほか、緑の行動規範の見直しやハン
ドブックの作成を行っている。

8-2 内部統制への取組み

総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」は、平成22年3
月、「独立行政法人における内部統制と評価について」を公表した。これに基づき、
「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有
効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」とし
ての内部統制の充実と強化を目指している。小職はこのことに関連し、組織のマネジ
メントの効率性確保について、業務継承円滑化・適正化担当理事(センター所長)及び
森林業務担当理事の2名を対象として平成22年度理事ヒアリングを行った。両理事
とも総務省が上記公表した法人の長のマネジメントに係る4要件である①リーダーシ
ップを発揮できる環境整備②法人のミッションの役職員への周知徹底③組織全体で
取り組むべき重要な課題の把握・対応等④内部統制の現状把握・課題対応計画――の作

成について認識を深め、積極的に取り組む姿勢が見受けられた。

また、内部統制の充実・強化を図る観点から、「研究所業務運営システム運用規定附則第1条によるセンター業務運営委員会設置要領（平成22年12月28日）」を定めるとともに、会計監査人に講師を依頼して勉強会を開催するなど、センターにおける内部統制の充実に向けて取り組んでいると評価される。

8-3 内部監査について

センターコンプライアンス室が担当し、毎年度重点課題を決めて内部監査を行っている。本事業年度は、前年度のフォローアップ監査も兼ねて旅費の適正な執行や林道・農用地の工事における入札・契約（総合評価方式を含む）を重点的に監査し、所要の成果を上げている。

9. 情報セキュリティについて

情報システムへの不正侵入や情報の改ざん、不正持ち出しを防ぐ目的から、平成21年10月に「センター情報セキュリティポリシー」、平成22年4月には「センター情報セキュリティポリシー実施要領」を定めていたが、平成22年10月に「研究所情報セキュリティポリシー」が施行されたことから、研究所の組織全体で情報の安全性及び信頼性の確保に取り組んでいる。今後とも、個人情報を含む機密情報については、職員の故意又は不注意による外部への流失、改ざん等を防止し、また、外部からのウイルス等の侵入に対しても適切な対応が必要である。

10. 組織管理・人事管理の意見事項への対応

平成21年度監事監査の総括的意見として「迅速な意志決定、責任の明確化等を図る観点から、部長の上位にある理事、総括審議役及び審議役に関しては、職務等の見直し」及び「情報の共有化による透明性のある組織運営を図る観点から、イントラネットを活用したセンターの業務情報を体系的に整備」することが求められたため、この点について監査したところ、平成22年度末をもって農用地業務担当理事が廃止されたことを踏まえ、理事、総括審議役及び審議役の職務については職務分担の明確化に努めている。今後のセンター事業及び組織のあり方については一層の簡素化と効率的な業務運営を図りたい。なお、イントラネットの活用については、データ等の掲載する情報の共有化や画面構成についても改善が図られていた。

11. 事業の計画的執行について

11-1 水源林造成事業

i) 新規契約と事前評価

水源林造成事業に関しては、平成20事業年度末までに46万ha余の植栽が実施されている。本事業年度の新規契約については、効果的な事業の推進の観点から、2以上の都府県にわたる重要な流域やダム等の上流などの箇所限定することとし、209件、3,766haについて締結した。なお、本事業年度中に林野庁が行った新

規契約事前評価対象地は 244 件、3,979ha であった。

ii) 契約内容の見直し

現地監査において各水源林整備事務所が行っている新規契約の内容等施行方法の見直しについて確認したところ、契約内容・施業方法を見直し、①広葉樹等の現地植生を活かす、②長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業内容に限定するものの契約であることを確認した。

また、既契約分についても、長伐期化、複層林化などの施業方法の見直しを進めるため、契約相手方に理解を求めながら本事業年度には、523 件、20,781ha について契約変更が行われていた。

しかしながら、契約存続期間の満了時期を迎えている契約地のなかで、造林地所有者の相続手続きの遅延などもっぱら相手方の事情等により、契約変更手続きに時間を要しているものが見受けられ、そのなかには契約期間内に変更契約を締結できず協議中（平成 22 年 10 月現在 131 件）となっているものがあった。これらについては、明認方法を実施することにより、センターの権利の保全是図られているが、引続き変更契約の締結に向け努力する必要がある。

iii) 間伐及び間伐材の有効利用の推進

中期目標期間全体で利用間伐 6,000ha が計画されており、本事業年度においては 2,539ha が実施され、このうち 331ha で列状間伐が行われた。今後も、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など列状間伐の実施にかかる条件整備を推進する必要がある。

また、間伐の推進には作業道の整備が必要であり、その開設に当たっては、急傾斜地においては丸太組工法による施工を推奨している。本事業年度に新設した作業道は 1,076 路線 1,123km であり、うち 877 路線、395km において丸太組工法が施工され、これにより活用された木材の使用量は 121 千 m^3 だった。

間伐材の販売に関しては、本事業年度においては、立木販売 68 件、素材販売 298 件（山元販売 96 件、委託販売 202 件）の計 366 件であった。

また、今後の間伐等を適切に行うため、施業計画の一環として実施されている森林調査の本事業年度の実績は、339 件、1 万 1,363ha であった。

1 1 - 2 林道の保安全管理業務（既設道移管円滑化事業）の実施

i) 地方公共団体への移管

機構の廃止前に同機構が着手していた旧緑資源幹線林道 46 区間（112km）のうち、平成 20 事業年度末現在で 12 区間（44km）の移管を完了し、本事業年度当初に移管未了の林道は 34 区間（68km）であった。これらの林道について、地方公共団体への移管を推進するため、本事業により必要な箇所には法面工事などの保全工事を着実に実施している。

本事業年度は、当該 34 区間のうち 16 区間で（19km）移管が完了した。平成 22 年度については、残り 18 区間のうち 7 区間の移管予定及び 2 区間の一部を移管（20km）する予定で保全工事を実施中であり、全体として、事業は適正に執行さ

れていると認められた。

また、保全工事に当たっては、木本類を主体とした法面緑化工及び小動物に配慮したスロープ付き側溝など環境に配慮した工事が行なわれていた。今後、残り11区間(29km)の移管に当たっては、関係県及び市町村と十分な協議を行い、了解を得ながら実施することとされたい。

1 1 - 3 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

i) 事業完了に向けて

特定中山間保全整備事業(阿蘇小国郷、邑智西部、南富良野の3区域)及び農用地総合整備事業(美濃東部、南丹、黒潮フルーツライン、安房南部、下閉伊北、郡山の6区域)は9区域において実施され、本事業年度については、このうち3区域(郡山、安房南部、阿蘇小国郷)が完了した。また、平成22事業年度についても、完了予定である3区域(下閉伊北、南丹、黒潮フルーツライン)を含め6区域で、計画的に事業が執行されていた。今後も、各区域の完了事業年度に向けて引続き努力をされたい。

ii) 環境保全の配慮

環境の保全と地域資源の活用に配慮して事業を実施する観点については、本事業年度は、有識者の助言を受けて、事業実施の全ての区域において、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施し、そのうち1件以上の検証を行い、有識者より概ね有効であると評価を受けている。

平成22事業年度においても、法面の植生調査や水路の生き物調査、オオタカ、オオサンショウウオなど希少種の生息状況調査を実施し、環境に配慮した工法等の採択や、サクラソウの生育環境を整備するため地元と一体になって、草刈りを行うなど、地域貢献にも資しつつ事業を推進している。また、区画整理を実施した水田において、地元保育園児に対しての稲作体験や地域住民、小学生等に対してトンネル工事の説明会を開催し、学童の校外学習の一助となるなど地域に根ざした活動も展開している。

また、木材利用については、転落防止のために木製の安全柵を設置したり、土砂流出防止柵や階段等に木材を活用することにより、本事業年度の木材使用量は136m³となり、平成19年度に対して1.28倍の木材利用の推進が図られていた。

Ⅲ. 監事の所見

小職は公募により、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの 1 年間を任期として、森林総合研究所監事に就任し、主にセンター本部(川崎市)において執務した。研究所は平成 20 年 4 月、独立行政法人緑資源機構(以下「機構」という。)の解散に伴い、経過措置として機構が実施していた水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、及び農用地総合整備事業を承継し、緑資源幹線林道に係る保全管理業務を行うとともに、これらの業務に関する債権債務を管理することとされている。小職はセンターが所管するこれらの業務に対して法令に基づく監査を行う一方、効率的な業務実施と組織簡素化に向けた努力の状況について関心を傾注することにした。

その結果、平成 21 年度および一部 22 年度のセンター業務の執行は、独立行政法人通則法第 29 条の 1 項の規定に基づく「独立行政法人森林総合研究所の達成すべき業務運営に関する目標」に則したものであり、公共事業の執行機関としての使命を認識したうえで、法令を遵守した効率的な業務遂行を着実に目指しているものと評価することができる。そのうえで監事の所見として、以下に若干の内容を付け加えることにする。

1. 地球規模の環境問題に配慮する公共事業の推進

i) 地球規模の環境問題への国民の関心が高まる中で、森林、農地の保全と多面的機能の発揮に貢献する公共事業のあり方が問われているところである。とくに地球温暖化問題については、気候変動枠組条約・京都議定書に基づく国家的な取組が行われており、科学的知見に基づく技術的な対応が事業執行の各領域に求められている。また、生物多様性国家戦略に基づく生物種・生態系の保全、種の絶滅の防止と回復等を目標とした施策を反映した森林施業、農業農村整備の推進が不可欠となっている。

小職としては、森林農地部門の各分野がこれらの今日的な要請に応え、技術的な向上を実現すべく、研究部門との統合効果が一層発揮されることを期待したい。両部門の連携・協力による調査や公共事業執行上の技術的な工夫が行われ、その成果が国民に容易に理解できる形で公表されることを望みたい。公共事業の費用対効果の観点から、各事業の効果が事前・事後に評価されるのは当然であるが、現在進行中の事業にあっても、その環境への貢献または負荷の状況が国民に示されることが望ましい。

ii) 政府は地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を積極的に推進しており、京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定、20 年 3 月全部改定)における森林吸収量の目標である 1,300 万炭素トン(1990・基準年比 3.8%)確保に向け、平成 19 年度から 24 年度の 6 年間で計 330 万 ha の間伐等を行うこととしている。

センターが実施する水源林造成事業等においても政府目標達成への貢献が求められているところであるが、平成 19 事業年度 5.2 万 ha、20 事業年度 3.2 万 ha の間伐等の実績は、国全体の森林吸収源対策目標の年平均面積である 55 万 ha の各 10%、6% を占めることとなった。本事業年度においても 2.8 万 ha の間伐等の実績があり、5%

超のシェアが見込まれ、水源林造成事業地が全国の人工林の 4.4%を占めることを参照すると、温暖化防止への所要の貢献がみとめられるものと評価することができる。

iii) このような間伐等の推進を通じた二酸化炭素吸収の実績は、国民にわかりやすい形で広報されることによって水源林造成事業への支持の拡大につながるものと考えられる。地球規模の環境問題への国民の理解推進をはかる観点からも組織を挙げての広報に取り組むことが必要である。間伐の実績による二酸化炭素吸収量の状況については、科学教育にも配慮した情報開示がなされるべきである。その観点から例えば、センターが平成 21 事業年度の広報で採用した「人間の呼吸で排出される二酸化炭素排出量の何人分に当たる」という数値評価は適当ではなく、「一人当たり排出量」に関しては日本国民のエネルギー使用総量を化石燃料換算した際の一人当たり二酸化炭素排出量で試算するなどの工夫が必要である。

2. 他機関による実地監査の指摘の活用

平成22年10月から11月にかけて、①財政投融资対象にふさわしい政策的な意義を有しているか、②財政の健全性・償還確実性が確保されているか、③資金の適正な執行が行われているか——などの観点から、財務省理財局による実地監査が行われた。

同監査においては、関連業務に関する内部統制が機能しているかという観点も重視され、センター事業全般にわたる監査の状況について、小職も財務省理財局の監査官からヒアリングを受けた。小職はセンターにおける監事監査の視点について説明した上で、「財政融資の償還に関しても把握し、資金の利用の適正化の観点から契約事務における競争性の確保などについて、事業の執行にあたる事業所などで確認している」旨の説明を行った。

同実地監査の結果、水源林造成事業に関する契約期間満了事案の発生防止などが求められ、対処方針については平成23年2月28日に財務省理財局長あて報告したところである。この実地監査を業務改善の契機とすることが必要である。

3. コンプライアンスの充実

業務継承円滑化・適正化担当理事に対するヒアリングにより、「旧機構の緑資源幹線林道設計業務に係る官製談合事件は単なる不祥事ではなく、組織風土に起因するものであり、それを打破して、新たな行動規範を樹立することが最大の経営目標」との見解を確認した。平成 20 事業年度から、組織としての監査担当部署をセンターコンプライアンス室とし、監査を行いながら同時にコンプライアンスも行う体制が堅持されているのは、このような経営基本指針を反映したものと説明されている。組織・風土の改善に向けての努力は常に継続されなければならないことから、本部、地方事務所においても内部統制、およびコンプライアンスの推進が強化されるよう、各職場で管理者のリーダーシップが発揮されることを期待したい。また監査とコンプライアンス業務の性格の違いについて留意し、内部監査を担当する職員の兼務の状況について整合性を保持された

い。

4. 森林整備業務の転換期

政府が平成 19 年度に策定した「独立行政法人整理合理化計画」および政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」により、水源林造成事業は公益的機能を高度に発揮させる観点から事業のリモデルを行うように求められてきた。森林業務担当事業に対するヒアリングにより、長伐期化、複層林化、針広混交林化を目指す観点から「施業体系がこれまでとは変わってくることになり、各整備局あるいは各水源林事務所でそれぞれの施業体系を明確にする必要がある」との見解を確認した。施業体系の検討にあたっては、研究者や有識者の意見を取り入れることが望ましく、その成果の公表など透明性の確保にも留意されたい。

また、森林が有する公益的機能を有効に発揮させる観点から、水源林造成事業においても生物多様性保全に配慮した技術を一層導入するための検討を本格化させるべきである。平成 22 年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議で強調されたように、森林地帯における希少種や生態系の保護区拡大や、里山イニシアチブに象徴される人間生活に身近な樹林地の保全・活用などは、今後の水源林造成の在り方の検討に積極的に反映されるべきものであろう。同年 12 月には国連総会で「生物多様性の 10 年」が採択されたが、国際的な合意を尊重する日本政府の意向と生物多様性国家戦略に基づく行動計画の趣旨を十分に汲み取った上で、センターが造成する水源林を日本の生物多様性保全のひとつの資源として育成していく姿勢を高めて行くことを望みたい。特に研究部門による試験研究の成果を事業部門に積極的に取り入れ、生物多様性保全に配慮した事業の展開を期待したい。

5. 中山間地保全整備と鳥獣被害対策

農林業への鳥獣被害が全国的に拡大する中、センター事業においても防除技術のレベルアップと新たな対策が求められる。北海道南富良野地区における特定中山間保全整備事業を例として、鳥獣被害への対処のあり方に関して所見を述べておきたい。

同事業の実施区域は北海道中央部の標高 500~600m の高台に開けた中山間地帯で、総事業費は 28 億余円である。事業目的は、森林整備と農用地整備を一体的に進め、水源涵養等の公益的機能の維持増進、適切な農林地の管理、農林業所得の増大を図ることであり、工事費の中核を占める区画整理は 548ha となっている。

北海道ではエゾシカの農作物被害は年間 50 億円、また防護柵建設の実績は計 3,000 キロに上る(平成 21 年度北海道庁調べ)とされ、センター事業地においても効率的なシカ防除の推進が求められるところである。

本事業における鳥獣被害対策は区画整理予算額 12 億 7,500 万円の中に含まれ、シカ防護柵(当初計画 48km)の建設費として約 3 億円が計上されているが、シカの生息密度の拡大に不安感を高めている地元の要望を受けて 20km 超の延長が検討されている。隣接地域ではクマによる防護柵破損と、これに続いて起こるシカの畑地侵入の被害が観察

されており、センター事業区域でも今後、同様な現象が発生することも予想されるため、間伐材とワイヤーを利用する防護柵には電気柵も併設されている。

これらの事業の実施効果を受益農家および一般市民に広く知らせる観点から、区画整理事業としての防護柵の費用対効果に関するPRを続ける必要がある。また、事業終了とともに地元移管される防護柵の有効活用に向けた管理・補修等マニュアルの策定が急がれるべきだろう。一方で、クマ、シカの侵入による相乗的な被害発生を防護柵によってのみ解決することは困難であることを基本認識とすべきであり、今後、生息地管理、個体数調整なども視野に入れ、地元自治体と農家等が連携した総合的な対策の立案・実行に対し、事業者の立場から積極的に参加していくことが求められる。(了)

主要行事(2011年2月25日～2011年3月23日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
2月25日(金)	第10回理事会	理事長、各理事、各監事(林監事除く)
3月1日(火)	第3回樹木医審査委員会	理事長
2日(水)	日本学術会議公開講演会「学術における男女共同参画推進の加速化に向けて」	企画・総務担当理事
3日(木)	普及事業のあり方検討会 第2回林業ワーキングチーム	研究担当理事
4日(金)	農林水産省独立行政法人理事長懇談会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事
7日(月)	REDDプラス公開シンポジウム	理事長
	国立研究機関長協議会定例総会	理事長
8日(火)	庁議	理事長
	環境委員会	企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、森林業務担当理事
9日(水)	第1回業績審査委員会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長
	育種推進評価会議	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、龍監事
	研究推進評価会議	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、龍監事
10日(木)	合同分科会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、龍監事
	業績審査委員会(育種)	林木育種センター所長
	第3回研究所会議	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、森林農地整備センター所長、森林業務担当理事、龍監事
11日(金)	農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、森林農地整備センター所長、森林業務担当理事
23日(水)	(財)農学会理事会・評議員会	理事長